

京都市交通局管理規程第 8 号

京都市交通局事務処理規程の一部を改正する規程を公布する。

平成 25 年 3 月 29 日

京都市公営企業管理者

交通局長 西村 隆

京都市交通局事務処理規程の一部を改正する規程

京都市交通局事務処理規程の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

(組織及び職名)

第 2 条 管理者の権限に属する事務を分掌させるため、次の表に掲げる部、室及び課を置くとともに、課を置かない室に同表に掲げる課長を、課を置かない室及び課に同表に掲げる係長及び区長を置く。

企画総務部	総務課	庶務係長 調査係長 情報管理係長
	職員課	労務係長 人事係長 給与安全衛生係長
	財務課	主計第一係長 主計第二係長 出納係長 契約係長 管財係長
営業推進室	営業推進課長	企画推進係長 事業企画係長 事業管理係長 広告係長 運賃制度係長 運賃収入係長
自動車部	営業課	管理係長 営業推進係長
	運輸課	運輸係長 安全運行推進係長 事故対策係長 事業係長 路線計画係長
	技術課	車両係長 停留所管理係長 バス待ち環境係長
高速鉄道部	営業課	管理係長 営業推進係長
	運輸課	運転係長 運輸係長 運転指令区長
	技術監理課	監理係長 施設係長 建築係長 機械設備係長 軌道係長 竹田保線区長 醍醐保線区長
	高速車両課	車両係長
	電気課	電力係長 信号保安係長 情報通信係長 姉小路電力区長 醍醐電力区長 姉小路電気区長

- 2 前項のほか 必要があるときは 事業所及びプロジェクトチームを設けることがある。
- 3 事業所及びプロジェクトチームの事務分掌については、別に定める。
- 4 局に次長，部に部長，室に室長，課に課長を置く。
- 5 局に技術長又は理事，部に担当部長，課を置かない室及び課に担当課長，課長補佐，担当課長補佐又は担当係長を置くことがある。
- 6 担当部長及び担当課長の職名の前に，管理者が別に定める担当事務の名称を付することがある。

第3条を削る。

第4条第1項中「部長」の右に「，室長」を加え，同条を第3条とする。

第5条第1項中「課長」の右に「(課を置かない室の室長を含む。)」を加え，同条を第4条とする。

第6条中「部長は，係が分掌する事務の概目並びに」を「部長及び室長は，」に改め，「担当課長補佐」の右に「，係長」を加え，同条を第5条とする。

第7条第1項中「次長」の右に「及び技術長」を加え，「部長又は担当部長」を「部長，室長又は担当部長」に改め，同条第2項中「部長又は担当部長」を「部長，室長又は担当部長」に改め，同条第3項中「部長」の右に「又は室長」を加え，同条を第6条とする。

第8条総務課の項を次のように改める。

総務課

- (1) 局及び部の庶務に関すること。
- (2) 経営健全化計画の実施状況の総括に関すること。
- (3) 事務事業の推進に係る総合調整に関すること。
- (4) 公営交通の在り方に関すること。
- (5) 経営分析に関すること。
- (6) 交通行政に係る連絡及び調整に関すること。ただし，他の部の所管に属するものを除く。
- (7) 庁舎管理に関すること。
- (8) エコオフィスの推進に関すること。
- (9) 外郭団体の在り方に関すること。
- (10) 議会に関すること。

- (11) 管理規程その他重要な決定書案の審査に関する事。
- (12) 文書事務に関する事。
- (13) 局例規集の編さん、加除及び貸与に関する事。
- (14) 広報及び広聴に関する事。
- (15) 訴訟及び調停に関する事。
- (16) 包括外部監査及び行政監査に関する事。
- (17) 定期監査（工事）に関する事。
- (18) 電子計算機構の全体計画の策定及び推進に関する事。
- (19) ホストコンピューターの運用管理に関する事。
- (20) ホームページの運用管理に関する事。
- (21) 部内他の課及び他の部等の主管に属しない事

第8条中営業推進課の項を削り、同条を第7条とし、同条の次に次の1条を加える。

（営業推進室）

第8条 営業推進室の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 旅客誘致対策並びに増収対策に係る事業計画の策定及び推進に関する事。
- (2) お客様ニーズの把握及び分析に関する事。
- (3) 駅ナカビジネスに関する事。
- (4) 広告の取扱いに関する事。
- (5) 付帯事業の研究及び開発並びに実施に関する事。
- (6) 京都市地下鉄5万人増客推進本部に関する事。
- (7) 運賃制度に関する事。
- (8) 無料乗車券の発行に関する事。
- (9) ICカード導入推進の総括に関する事。
- (10) スルッとKANSAI協議会との連絡及び調整に関する事。ただし、他の部の所管に属するものを除く。
- (11) 事業統計の統括に関する事。
- (12) 旅客の流動状況の調査及び分析に関する事。
- (13) 案内所の運営に関する事。
- (14) 拾得物の取扱いに関する事。
- (15) 定期券発売所業務に関する事。

- (16) 定期券発売学校の指定に関する事。
- (17) 運輸及び運送収入の調定に関する事。
- (18) 乗車券の調製、出納及び保管に関する事。

第10条営業課の項中第7号を削り、第8号及び第9号を1号ずつ繰り上げ、第10号中「京都市交通事業振興公社及び」を削り、同号を第9号とし、第11号を第10号とし、第12号を削り、第13号を第11号とする。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部職員課)